

地方自治法に關する若干の問題

田 上 穰 治

地方自治法の基本原理は、憲法で直接に保障される(私の、憲法原。論三三頁)。國民主權の原則すなわち民主主義は、一方において獨裁政治に反對し、從つて權力分立と地方分權を要請する。他方において、地方公共團體には君主がおかれず、しかも國家に比して人口少く地域が狭いため直接民主政を實行することが容易である。このことは殊に都道府縣よりも市町村について著しく、地方税法における應益主義の強化、警察法における自治體警察の重視は、この必要を明かに示している。けれども警察法の實態について指摘したのと同様に(本誌二四卷四、號四九頁以下)、地方自治法の實態についても人事の交流が困難なことに地方財政の基礎が充分でないこと等によつて、行政學的に多くの問題があり、ある程度の監督權が中央政府に留保される必要を感じしめる。本稿は昭和二五年度の文部省科學試驗研究費による研究の一部であつて、學年試験・入學試験等で論文をまとめる時間がなかつたので、併せて本誌執筆の責をふさぎたい。

一

市町村の區域の變更について、昭和二三年法律第一七九號(地方自治法改正)附則第二條は、戰爭中主として軍事目的のため地方自治法に關する若干の問題

半ば強制的に行われた區域變更の復元のための臨時措置を規定する。これに従つて復元すべき地區に住民投票を施行した例が少くない。静岡縣では、富士宮市で昭和一七年(六月)編入した舊富丘村區域の分離につき、二四年(七月)二〇四九人の連署(法定数は選舉權者總數の三分の一で、一三三九人)を以て請求があり、三月(八月)住民投票の結果は投票總數三七一九票(有權者總數三九二三)で賛成は二〇二六票であつたが、知事は五月(三月)これを縣議會に提案し、議會は八月(日)これを否決した。又吉原市で昭和一七年(六月)編入した舊今泉村區域の分離につき二四年(一月)三四七二人の連署(法定数は三七八)を以て請求があり、二月(九月)住民投票の結果は投票總數五七〇一票(有權者總數六八〇一)で賛成は三〇一〇票であつたが、知事は三月(日七)これを縣議會に提案し、議會は六月(日四)これを否決した。更に沼津市でも一九年(四月)編入した舊金岡村區域の分離につき、二三年(八月)一六六五人の連署(法定数は三三六)を以て請求があり、一二月(日八)住民投票の結果は投票總數三二七三票(有權者總數三八四三)で賛成は一六九一票であつたが、知事は翌年三月(日七)これを縣議會に提案し、議會は同月(日三〇)これを否決した。

このように住民投票では過半数の同意を得たものが、縣議會で否決又は審議未了となつて、知事の區域變更處分が行われない例は、大分縣竹田町その他全國で比較的が多い。けれども地方自治法附則第二條で、分離につき住民投票を行わせることは、住民投票による同意に特別の權威を認め、都道府縣議會は原則としてこれを否決できないものとして、分離を容易ならしめたものであつて、そうでなければ、問題の區域が現に屬する市町村の議會の議決により知事に分離を申請する、通常の手續(地方自治法七條)と比較して、特に住民投票——これはその區域が従前屬していた市町村の選舉人の投票であるが——を行わせる理由が大半失われるからである。この點は、昭和二五年五月四日の地方自治法改正によつて、住民投票で有效投票の三分の二以上の同意を要することとし、そのかわり都道府縣議會では報告を受

けるほかは議員の特別な發議により出席議員四分の三以上を以て分離に反對できるに過ぎないとし、立法的に解決された。なお大分縣竹田町の豊岡地區分離の住民投票に對して縣議會が否決したことの取消を求めた訴につき、大分地方裁判所判決(昭和二十四年一月二十五日)によれば、知事の地區不分離處分の取消請求と異り、縣議會の議決は機關意思に止まり行政廳の處分でないから抗告訴訟の對象となり得ず、又縣議會に再議を命ずることを訴求することは、行政事件訴訟特別法第六條にいわゆる關連請求としても許されない(行政裁判月報三(四號)一〇六頁)。これは法律改正後の現在でも同様である。

區域の分離を決定するに當つて、第一に當該區域の住民の利益を考慮しなければならぬ。富士宮市が富丘地區の分離に反對する理由には、(1)富丘地區と舊大宮市街地とは人家が相連なること、(2)富丘地區大中里の兒童多數が舊大宮地區の小學校及び中學校に通學していること、(3)大中里と大宮地區の一部が一の農業協同組合を組織し、行政區域の分離により組合の解散を要求される虞あること、(4)分離によつて富丘區民の負擔が増し財政困難となること、(5)近接地區の住民が分離に反對するのみならず、住民投票でも賛否の差が僅かで分離後は村内が兩派に分かれる虞があることが擧げられる。これらに對して分離に賛成する理由には、次のような主張がある。(1)舊大宮町と接續する地域で人家が連なるのは、舊富丘村の全戸數(三四)の約二割(三三)に過ぎず、且つその百戸は農家である。(2)虚弱兒童が醫師の診斷書を提出して大宮地區の學校に通學させているのは平均三十名位であつて、分離問題が發生後、策動によつて約十倍に激増したのに止まる。(3)農業協同組合の運営は、供出の割當・集荷・配給肥料の交付等、いずれも區域の分離に直接支障を受けず、ただ組合幹部の放漫な貸付が區域の分離の機會に組合の解散を要求される原因となる虞あるに止まる。(4)舊大宮町は觀光都市と稱してそのための施設に經費の大部分を費消し、又合併當時の協定

書記載の土木事業施設・用悪水路施設・衛生施設・教育施設等の殆んどが未着手である。又昭和二四年度の隣接農村の豫算に準じて、舊富丘村の豫算を作成すると歳入出各合計六百萬圓餘で、財政的に充分獨立できるのに反し、昭和二三年一二月現在の市豫算七二二一萬圓の中、舊富丘村の負擔は四二九萬圓であり、この比率を二四年度市豫算に適用すると、富丘地區の負擔額は分離した場合の約倍額になる。(5)住民投票に當つては、分離により不在地主となる舊大宮町の住民で舊富丘地區に農地を所有する者が反對したほか、投票の自由公正が妨げられたため、賛否が僅かな差となつたもので、分離後に村政が兩派に對立する虞はないと主張される。

吉原市は、最初吉原町と島田村が町村組合をつくり、昭和一五年に吉原町が島田村を吸収し、翌年傳法村が吉原町に編入され、更に一七年今泉村が編入され、これが二三年四月に市となつた。けれども今泉地區は市の地域の三分の一を占め、工場が多く、又内山組合における財産區としての持分が大であるため、分離によつて財政的に利益がある。内山組合とは、吉原市・元吉原村・原田村・吉永村の組合であつて、山林^(二三一町)田^(八六町)原野^(一六五町)宅地^(二五坪)等を所有する。このほか今泉地區と傳法地區は政治的に對立し、最初の市長は傳法地區から立候補し、次の市長は傳法から二人、今泉から一人立候補し、傳法の候補者中の最初の市長が第一位、今泉の候補者が第二位であつたが、後者は立候補を辭退したため傳法の候補者について決選投票が行われ、舊市長が落選した。このため今泉の農業協同組合が今泉の候補者を推して組合の發展を計畫したことは、挫折した。かくて今泉地區の分離につき、住民投票が行われたが、吉原市は人口三萬餘であるから、今泉が分離すれば市の要件を缺くに至るのみならず、傳法地區も分離する形勢である。

これらの實態に徴すれば、一地區の分離は市の財政その他に深刻な影響を與え、従つてその地區の利益と市全體の利益が衝突することが多い。その結果、地方自治法第七條のように、分離の申請がその地區の屬する市町村の議會の議決によつて行われると規定することは、かかる分離を多くの場合に不可能ならしめるもので、附則第二條の規定する直接請求と住民投票の方法が許されなければならぬ。いいかえれば、附則は經過規定であるから、法律第七條の改正が望ましい。けれども他方において、最近の立法は市町村の行政に重點をおき、教育、警察その他の事務が自治能力の強化を要する結果、町村の合併により弱小自治體の統合をはからなければならぬ。従つて分離が残された地區に著しく不利の場合には、分離に同意する住民投票が行われたときでも、分離を認むべきではない。このように残された地區のために分離の自由を制限する必要を、法定の基準の下に都道府縣の議會をして認定させるか、又は分離しようとする地區が現に屬する市町村の議會をして認定させるかは、立法論として問題であるが、市町村議會は分離に關して對立する直接の利害關係者であるから、都道府縣議會の議決が適當である。又この分離の制限は、公共の福祉のために基本的人權が制限されるのと異り、分離によつて生ずる兩自治體の利害の調整であるから、必要の最小限度に止める比例原則の適用はないが、國又は都道府縣には市町村の監督權を廣く認めるべきでなく、むしろ市町村と分離を要求する地區の相反する意見を徴して決定すべく、一種の裁判と解することができる。

二

分離について上述したところは、廣く地方公共團體の廢置分合について認められる法理である。五大都市が特別市

として指定されることを求めるのは、府縣からの分離を意味し、一方において大都市がその周邊の町村若しくは衛星都市のためにする負擔を免れ、遊興飲食税・入場税のような府縣税を收入とすることができ、特別市を認むべきようであるが、他方において特別市の指定によつて残された府縣はその事務と弱小自治體の補助の負擔に堪えないことになる。この利害の調整は、特別市を指定する法律を制定する國會の權限であるが(地方自治法、二六五條)、この法律は關係府縣の選舉人の賛否の投票に付さなければならぬから(同上)、上述の附則第二條の住民投票とは反對に、特別市の指定を極めて困難ならしめる。特別市の指定に關する法律が、憲法第九五條にいわゆる一の地方公共團體のみに適用される特別法であるとしても、その地方公共團體が特別市となる大都市を指すか、或は大都市が屬する都道府縣を意味するかは必ずしも明かでなく、もし附則第二條の形式にならうならば、むしろ特別市たるべき市の住民投票に止め、残された府縣の利益は國會において別に考慮さるべきものとなる。なお中都市が小自治體の統合と府縣の廢止を主張することも、特別市の要求と同様の問題であつて、中都市が府縣から獨立する要求は、残される小自治體及びこれを包括する府縣の利益のために制限を受けなければならぬ。

市町村の一部事務組合は、市町村の編入又は合併が困難なとき、これに代わる効果がある。蓋し市町村の併合は、地方議會及び執行機關の整理統合と財産處分を伴うため、比較的困難だからである。けれども一部事務組合は、組合を構成する市町村相互間に經費分擔と機關の選任等について摩擦が多く、校地の買収・校舎の建築のような一時的事務を主たる目的とする學校組合が成績をあげているのに反して、自治體警察のような繼續的事務を目的とする組合は困難である。例えば、元吉原村は人口八・〇六六人で警察吏員は八人の定員であるが、東海道線鈴川驛及び東田子浦

驛を含み、兩驛に派出所を設けることが困難である。従つて吉原市を中心として、富士町・鷹岡村・元吉原村が組合警察をもつことが必要である。元吉原村自體の治安維持は必ずしも困難でなく、年一回の祭禮の雑踏に吉原市警察及び國警地區署の應援を求めれば足りるが、司法警察は他の管轄區域内の犯罪についても交通の要衝で取締ることを要し、この意味で組合警察が望ましい。けれども千葉縣・神奈川縣等における組合警察の經費は、人口に比例して各町村が分擔するのを原則とし、これによれば、吉原市は人口三萬餘で警察吏員は四十三人であるから、組合警察をつくることによつて元吉原村の警察費負擔は増加することになる。吉原市の昭和二五年度豫算における警察費は八・六二四・五五六圓、元吉原村と殆んど同じ人口で警察吏員が八人の泉村の昭和二五年度豫算における警察費は一・〇七三・九二〇圓であるから、人口が約四倍の市で警察吏員は約五倍餘（但し吉原市は警察法施行の當初は町であつたため、定員が少く、市であれば約七倍となる筈）、警察費は約八倍である。従つて組合各町村の人口が著しく異ならない場合は格別、一般には警察費の分擔は人口よりも警察吏員の定數に比例せしめるのが適當であろう。これは職員給、旅費及び諸手當が警察費の七割乃至八割に相當するからである。いずれにしても組合警察が設置されると、廣範圍の管轄區域内で定員を自由に配置することができ、行政管理では人事の異動が自由となり、廳舎の整備・公安委員會費の節減ができ、运营管理では機動性を發揮することができ、應援に關する制限を受けなくなる。

都道府縣知事に對して關係市町村が合併に關する申請をすることは、市町村議會の議決によつて行われるが、この合併決議が住民の總意でないとして直接請求により議會を解散せしめ、且つ知事の合併處分の取消を訴求した事件がある。すなわち兵庫縣知事は昭和二五年三月神戸市と御影町の合併を決定し、同年十月神戸市と本庄村の合併を決定

した。御影町では合併につき町民の總意を徴すべきものとし、直接請求によつて町議會を解散し合併反對の意思を示そうとしたところ、解散請求による住民投票を行わないうちに知事の合併の決定があつたので、この合併決定の取消を訴求した。神戸地方裁判所判決(二五年八月七日)は住民投票が合併決定の法律要件でなく、又直接請求による解散があるとしても、解散前の議會の合併に關する議決は解散によつて失效しないから、原告の請求は合併が政治的に不當なことを争うに過ぎず、理由なきものとした(行政事件裁判例集 卷六號五〇頁)。本庄村では同様な理由で村議會の解散請求が行われたが、その署名簿の署名につき異議申立があり、村選舉管理委員會で署名の無効を決定したので、請求代表者側は、この選舉管理委員會の決定の取消を訴求すると共に、知事の合併決定の取消の訴及びこの本案判決確定まで合併處分の執行停止を申立てた。神戸地方裁判所は前の判決と同様の理由で、執行停止の申立を却下する決定をした(行政事件裁判例集 卷八號四六頁)。これらの裁判は、現行法の解釋としては當然であるが、廢置分合は地方議會が前提とする地方公共團體そのものの存廢を決定する作用であるから、立法論としては直接民主政の採用が望ましい。

三

新制中學校設置の場所又はその經費の支辨について、屢々分村問題が起り、又市町村長の不信任決議が行われる。静岡縣の例では、田方郡函南村(二三年八月)・富士郡富士根村(二四年三月)・駿東郡御殿場町(二三年五月)・賀茂郡濱崎村(二三年四月)・磐田郡佐久間村(二四年五月)がある。岐阜縣席田村では、村議會議事録の謄本を添附して組合立中學校設置につき知事の承認を得、更に一部事務組合設置につき知事の許可を得、次いで村議會は二一九萬圓の村民税を徴收し、これを中學校々舎建築

費に支出する更正豫算を議決した。村住民たる原告は、右の村議會議事録を偽造文書と主張し、従つて知事の承認及び許可は無効であり、これを理由として右の建築費負擔に關する村議會議の豫算決議の無効確認を訴求した。岐阜地方裁判所が、現實の課税なき限り豫算決議だけでは住民の具體的權利義務に直接影響を與えないことを理由として、請求を不適法とし却下したのは、當然である（行政事件裁判例集、卷六號七八頁）。

静岡縣長泉村では、村長が社會黨で村議會は自由黨が強いので、二四年八月村長に對して不信任決議をし、村長は議會を解散したが、一般選舉の結果は依然自由黨が絶對多數であつた。けれども新助役の選任に關する議會の同意を條件に村長が辭職することについて村議會と了解ができ、議會は一般選舉直後の再度の不信任の議決をしなかつた。

その結果、村長は新助役を選任できたけれども辭職せず、議會と對立している。公安委員會の委員長も自由黨であるため、警察費が村長によつて減額される虞があり、自治體警察基本條例も現在なお村長が議會に提案しない状態である。大阪府茨木市では、昭和二三年一月市となつたが、初代市長の在職中五度不信任の議案が上程された。第一回は市長の選舉法違反を理由とし（三三年）、第二回は豫算の認めない自動車購入及び市廳舎建築に關する不渡手形の發行のほか干害對策の加配米の濫用等を理由とし（三四年）、第三回は府營住宅建設に關する農地調整法違反を理由としたが（三四年）いずれも法定數の同意が得られず不成立となり、かくて市長と議會が對立し殆んど議決が行われず議會の機能が停止するに至つた。第四回は二五年一月に提案され、初めて議決が成立し、市長は議會を解散した。第五回は一般選舉直後の議會であつたが、否決された（三五年）。これらの事例では、議會が解散されて再度不信任の議決をしない限り、市町村長の職を失わしめることができず、衆議院における内閣不信任決議に比して困難であり、その結果、地方議會は

地方自治法に關する若干の問題

解散を恐れて不信任の議決が著しく牽制されることがわかる。

愛媛縣生名村では、村議會で條例が規定する村長俸給を減額する議決をし、村長はこれを再議に付したが、議會はさきの會議から十日を過ぎ再議權を失つたものとして、村長の要求を否決した。村長はこれを不信任の議決とみなし、議會を解散した。議會はこの解散を違法として取消請求の訴を提起し、議員からは解散無効確認の訴を提起した。松山地方裁判所は、取消請求が機關争訟であるから特別の規定ない限り不合法であるとして却下し(行政事件裁判例集、二卷一號七六頁)、反對に無効確認訴訟は議員が現在その身分を保持しているかどうかを確認する意味において法律上の利益あるものと判断し、議員側の請求を容認した(同上二卷三頁)。次に岡山縣中和村では、村議會議員某が村との契約に違反して村有林を盜伐したものとして、村長が専決處分により某を告訴したが、村議會はこの報告の承認を議決しなかつたので、村長は議員の總辭職を勸告し、更に村議會は村長の陳謝を要求した。ところが村長はこの陳謝要求の議決を、村長不信任の議決と認めて村議會を解散した。これに對して議會は、解散の無効確認の訴を提起し、豫備的請求として解散取消の訴を提起し、解散に續いて行われた一般選舉により議會の名譽が毀損され損害を被つたから、議會は解散無効の即時確認を求める利益あるものと主張した。岡山地方裁判所は、本件のように議會の不信任議決があつたかどうかが一見明白でなく、解釋によつて初めて決せられる場合には、不信任議決があつたものとして村長の議會解散處分は當然無効ではなく、單に取消し得るに過ぎないものとし、無効確認の訴を棄却したが、解散處分が違法であるかどうかの點についても裁判所が當然審判權を有するものとして、解散取消の判決をした(同上二卷三頁)。この判決は松山地方裁判所の判決と異り、私は後者が正當と考へる。裁判所はあらゆる法律上の争訟について裁判する權限をもつが、それは當

然には機關争訟を含むものでない。又長の不信任の議決は、地方自治法(七七八條一七)により特別の要件と効果が規定されるから、不信任の意思を明示することを要し、従つて不信任の議決の有無は村長の認定をまたずして明白であり、本件では無効確認の判決をすべきものと考えらる。

このほか山梨縣芦川村議會は、村長によつて解散されたが、村議會議長は議會が村長に對して不信任の議決を行つた事實なしとして、解散處分の取消を訴求し、更に近く一般選舉が行われる虞があるので、本案判決の確定に至るまで解散處分の執行の停止を命ずべきことを申請し、甲府地方裁判所は決定を以てこれを容れた(行政裁判月報三、四號一二五頁)。この訴訟もまた解散處分の取消に関する抗告訴訟でなく、無効確認の訴訟とすべきものである。又執行停止の命令は本來は抗告訴訟に関するものであるが(行政事件訴訟、特例法一〇條)、被告の規定・關連請求の併合の規定(同上三條六條)等と同様に、無効確認の訴訟に類推適用することができる。

四

新地方税法の實施により地方税が三八〇億圓増税されると同時に、約三〇〇億圓におよぶ強制的な割當寄附金が禁止されるから、市町村についても必ずしも歳入の増加とならず、シャープ勸告書が提示した事務再配分については、改めてその財源を必要とするのはいうまでもない。新税制では、入場税・遊興飲食税等について附加税を課することができないから、都市の租税収入は市民税・固定資産税等の増徴にかかわらず、減少する虞があり、又農村等では平衡交付金の算定に當つて基準財政需要額の算定が現に支出する費用額を標準とする結果、都市に比較して著しく不利

といわれる。

静岡縣中大見村は人口三八〇〇、田畑二〇〇町歩、山林三〇〇町歩、その他二三〇〇町歩の山村であるが、昭和二五年度豫算(一二月追加更正)によれば、歳入合計九八八萬圓の中で、村税三〇八萬圓(村民税一三三萬圓、定資産税一四〇萬圓)、耕地災害復舊工事のための縣補助金二一四萬圓、災害土木復舊工事のための國庫補助金七五萬圓、災害工事受益者寄附金七六萬圓、平衡交付金七九萬圓、財産賣拂代金一〇四萬圓を主たるものとする。これに徴すれば村税は比較的少なく、又平衡交付金も財産賣拂代金に比して少額であり、いかえれば村有財産の收入により財政は安定し、前年度繰越金も年度初の豫算で一〇萬圓であつたのが、追加更正額では四六萬圓となつてゐる。次に歳出では、災害土木復舊工事費七九萬圓、耕地災害復舊工事費三〇五萬圓は歳入における補助金及び寄附金の額から當然であり、その他では給與・手當を主とする役場費一四一萬圓、農地委員會費二〇萬圓、財産費五八萬圓を除けば、教育費一二六萬圓、部落水道組合に對する補助金六五萬圓、病院・警察消防等の負擔金四二萬圓を主たるものとし、自治體警察がないから警察消防費は消防のための一七萬圓に過ぎない。

次に吉原市の昭和二五年度豫算(一〇月九日議決)によれば、歳入合計一二四七二萬圓の中で、市税七一四二萬圓(市民税二三〇一萬圓、國固定資産税三三萬圓)、平衡交付金一二〇〇萬圓を主たるものとし、財産賣却代は三〇萬圓に過ぎない。市税は前年度豫算額四一三三萬圓に比して著しく増加しているが、三島市では二四年度五九九五萬圓に對して、二五年度五九〇三萬圓で、減小を示している。次に吉原市の歳出では、市役所費一七〇〇萬圓、警察消防費一四八七萬圓(内警察費八、六二萬圓)、土木費一七五九萬圓(道路橋梁費六一一萬圓、都市計畫費三五四萬圓)、教育費二二九九二萬圓(中學校新營改築費二四七萬圓)、社會及び労働施設費一一〇七萬圓(生活保護費八七三萬圓)、産業經濟費一〇

○八万圓(研地改良事業費三七六萬圓、少)を主たるものとし、財産費一九〇萬圓、公債費三八一萬圓に過ぎない。

ここで警察費の自治體財政に及ぼす影響は大きい。自治體警察は元來主として入場税を財源としたが、これに代わるべき平衡交付金では警察費に充當すべき金額が明示されない。これは中央が地方行政を監督することを制限し、自治を保障するためであるが、平衡交付金の總額が國の財政によつて必ずしも充分でない結果、市町村では警察費について特別な財源の付與を希望する聲が強い。殊に問題となるのは捜査費を含む旅費である。警察吏員四三人の吉原市で、旅費四六・四萬圓(捜査費三〇萬圓)、警察吏員八人の泉村で、旅費六・七萬圓(捜査費六千圓)の豫算では過少であり、豫想できない事件の發生に對して極めて不充分である。同様にして超過勤務手當の増額も必要であるが、吉原市で五〇萬圓、泉村では五・四萬圓に過ぎない。従つて第一に、自治體警察の要求によつて國家地方警察が援助に出勤した場合に要した費用は、國庫の負擔としなければならぬ。この場合は法理上は自治體の公安委員會の運営管理に服するのであるから、當然にその自治體で費用を負擔すべきであるが、小自治體の警察費が少いため、國庫が負擔するのが常である。大きな自治體警察が小自治體の警察を應援する場合も同様に解される。但し競馬・競輪等の警備のためにする應援の費用が主催者たる自治體の負擔であることはいうまでもない。第二に、小自治體は自治體警察を返上して、その區域を國家地方警察の管轄に屬せしめることを認める必要がある。警察法改正草案要綱によれば、人口五千以上の市街的町村が、住民投票によつて警察を維持しないことができ、又警察を維持しないこととした後、再び警察を維持することができるものとする。但し二年間は變更できないこととする。これは人口三萬若しくは五萬未満の自治體をすべて國家地方警察又は都道府縣の警察の管轄區域とする案と現行制度の折中案であつて、直接民主政によつて決定することに

長所がある。

普通地方公共團體の長は、毎年二回以上豫算の使用の状況・収入の状況その他財政に関する事項を説明する文書を作成し、これを住民に公表すべく(地方自治法三四四條參照)、住民は法定数の連署によつて監査委員による監査を請求し、又單獨に監査委員に對して腐敗行為の防止を請求することができる(地方自治法七五條二、三四三條ノ二)。殊に後の場合は監査委員又は長の措置に不服あるとき、原請求人は出訴することができ、實例は少い。神奈川縣で知事及び職員が違法な債務を負担しその他違法な財政上の行為あるものとし、監査委員に對して監査の上、知事の退職・職員の罷免・金錢の出處使途の明細を公表すべきことを請求した事件がある。監査委員が監査を拒否したため、監査委員を被告として同趣旨の訴を提起した。横濱地方裁判所は、この民衆訴訟の目的が當該職員の違法行為の制限又は禁止等に限られ、本件の請求の趣旨はこれに該當せず、又監査委員を被告とする 것도 不適法であるとして、却下の判決をした(行政事件裁判例集、一巻四號一三頁)。